

## 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

### ◎ 評価機関

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 名 称     | 一般社団法人静岡県社会福祉士会                     |
| 所 在 地   | 静岡市葵区駿府町1-70<br>県総合社会福祉会館シズウェル内 4 階 |
| 評価実施期間  | H24 年 9 月 1 日 H25 年 1 月 11 日        |
| 評価調査者番号 | ①H18-a007                           |
|         | ②H18-b001                           |
|         | ③                                   |

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

|                                      |                                                                                   |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所名称：なかぜ保育園<br>(施設名)                | 種別：保育所                                                                            |
| 代表者氏名：伊藤 里佳<br>(管理者)伊藤 里佳            | 開設年月日<br>昭和51 年 4 月 1 日                                                           |
| 設置主体：社会福祉法人天竜厚生会<br>経営主体：社会福祉法人天竜厚生会 | 定員 120 人<br>(利用人数)                                                                |
| 所在地：〒434-0012<br>浜松市浜北区中瀬 673        |                                                                                   |
| 連絡先電話番号：<br>053 — 584 — 0174         | FAX番号<br>053 — 585 — 3223                                                         |
| ホームページアドレス                           | <a href="http://www.tenryu-kohseikai.or.jp">http://www.tenryu-kohseikai.or.jp</a> |

#### (2) 基本情報

| サービス内容(事業内容)                                                                      | 施設の主な行事                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般保育・一時保育・障害児保育・保育園親子ひろば・休日保育(同一法人他園を使用)・乳幼児保育・延長保育・園庭開放・アレルギー食対応・言語聴覚士の定期は県相談・訓練 | 入園進級式・柏餅作り・鯉のぼり集会・収穫(玉ねぎ、いも掘り・ジャガイモ)交通安全教室・七夕集会・お泊り保育・夏祭り・川遊び・防災訓練・ウミガメ放流・運動会・お月見・観劇会・七五三・かわな合宿・餅つき大会・クリスマス会・伝承遊び・うどん作り・リズム参観・ひな祭り・卒園式・毎月バスで園外保育 |
| 居 室 概 要                                                                           | 居室以外の施設設備の概要                                                                                                                                     |

|                                               |                                                                     |     |     |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 0歳児室・午睡室・1歳児室ランチルーム・保育室4室（内1室はホール兼用）・保育園親子ひろば | 調理室・下処理室・洗浄室・幼児トイレ3か所（+沐浴室1）・相談室・医務室・事務室・ロッカールーム・プール・屋外に障害者用トイレ(ない) |     |     |
| 職員の配置                                         |                                                                     |     |     |
| 職 種                                           | 人 数                                                                 | 職 種 | 人 数 |
| 保育士                                           | 24                                                                  | 栄養士 | 1   |
| 調理員                                           | 2                                                                   | 嘱託医 | 2   |
| 看護師                                           | 1                                                                   |     |     |

## 2 評価結果総評

### ◆ 特に評価の高い点

- 1) 理念・基本方針の周知のために職員には携帯している身分証明書にも理念・基本方針・行動指針を明示し、保護者には入園時から卒園まで使用する個人ファイルを手渡しして、保護者会での資料配付と説明だけでなく、園の姿勢や思いを伝えています。
- 2) 法人本部の統括力が発揮され、法人の理念や基本方針、経営戦略などが当該施設に浸透しています。法人はISO9001の認証を取得し、規定に基づき品質目標を設定し、予算の裏付けのある中期経営計画を作成しています。施設は職員から出た意見を組織的に中長期計画に反映し、単年度の事業計画と達成目標を明示し、定期的に達成度を評価しています。
- 3) 管理者等は公認会計士による指導と経営コンサルタントによる経営戦略に関する研修を受け経営の効率化や提供サービスの向上取り組んでいます。
- 4) 職種・職域ごとの研修目標が定められ計画的な人材育成に努めています。法人の「人事制度要綱」に基づき、職員の人事考課が適切に実施されています。
- 5) 雇用形態にかかわらず基本的な福利厚生が手厚く、これに追加しての互助会への参加も自由にでき、職員は自分の生活に応じて利用しています。
- 6) 地域のニーズを把握し、病院へ「子育て通信」・区役所と保健センターに「なかぜっ子」を配布し、一時保育や「親子広場」・電話相談や出前保育を実施し、ボランティアの受け入れや、子どもの地域交流を積極的に実施しています。
- 7) 3歳から5歳の異年齢保育を実施し、法人の園を巡回指導しているスポーツレクリエーション指導員による専門の保育、毎月の園外保育での自然観察、野菜の栽培から収穫、調理と食卓までの一連の食育活動や自分の意思で自由に遊びのコーナーを選び、子どもたちがさまざまな体験が積めるように配慮しています。
- 8) 家庭からの生活習慣の引き継ぎが緩やかに行われるように、月齢別のグループ分けや、離乳食について家庭と進み具合を確認しながら進める等細やかな配慮をしています。
- 9) 個々の子供に対応した個別保育計画が作成されて保育が実施され、特に職員全員が情報を必要とする子供についても共有できています。

◆ 特に改善を求められる点

- 1) 水周りの清掃についてのマニュアルが十分ではありません。特に室内では上靴を使用せず、そのままトイレを使用していますので、床周辺については日常的な清掃方法について細かな内容のマニュアルが求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、全職員で自己評価を行うことで職員一人一人が問題意識を持ち、保育サービスの内容を見直す機会になり良かったです。

評価の結果を参考に改善が必要な事項については、全職員で検討し、より良い方向になるよう努めます。

保護者からの御意見は仕事の励みにしながら、要望に関しては職員一人一人が心がけて、業務していく必要性を感じました。

今後も、子どもの生きる力が育めるよう保育サービスの内容の向上に、全職員で取り組んでいきたいと思ひます。

4 評価分類別評価内容

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>評価対象 I</p> <p>1 理念・基本方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念・基本方針は明文化され、保育・教育方針はなかぜ保育園経営書と保育ハンドブックに明記され、職員が携帯している身分証明書にも理念・基本方針・行動指針を明示し周知の取り組みをしています。</li> <li>・パンフレットやホームページへ掲載し、パンフレットは地域住民や医療機関・関係機関へ配布し、不足すると要請があり、補充もしています。</li> </ul>                                                                                              |
| <p>2 計画の策定</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人が ISO9001 を取得し、事業所はこれに沿って中長期目標を定め、予算の裏付けのある中長期計画を策定し、年次計画に落としています。</li> <li>・計画には事業所職員の意見を積み上げ、法人の計画に組み込まれる仕組みがあり、出来上がった計画書の内容は全職員に周知のため、管理者から資料配付と共に会議で説明しています。</li> <li>・保護者には入園時にこれ等の書類をとじた1冊のファイルが渡され、卒園まで毎年度末に回収して、次年度に新しい内容と入れ替えて手渡し、保護者会で必要な事項を抜粋して説明しています。</li> </ul> |
| <p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人本部から与えられた役割と自らの思いを職員会議や園だよりで表し、管理者として自らと職員の法令の遵守の研修に参加し、職員へ伝達しての質の向上に指導力を発揮しています。</li> <li>・法人の規定に加えて園独自で年4回の自己評価を実施し、質の向上に取り組む他、職員の有給休暇の消化のための管理や、コストバランスに指導力を発揮しています。</li> </ul>                                                                                            |

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>評価対象Ⅱ</p>       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>1 経営状況の把握</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月のエリア会議への出席や公立幼稚園、小学校とも連携を持ち、外部の会議に出席し、情報を把握しています。中長期計画に反映しています。</li> <li>・ ISO 基準に基づき公認会計士の指導や経営コンサルタントからの研修を受けています。</li> <li>・ 事業所は毎月経営に関しての分析を実施して法人に報告し、これを基に指導を受けています。</li> </ul>                                                                                                                                                    |
| <p>2 人材の確保・養成</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分掌は明確に記載され、人事考課も「人事制度要項」があり考課者も研修を受け、適正に実施されるように取り組んでいます。</li> <li>・ 職員の就業状況の把握は担当者を置いてチェック体制ができ、法人の福利厚生は雇用形態に関係なく手厚くできています。</li> <li>・ 人材計画は事業所の要望に基づき法人で作成されており、職員が必要になるタイミングの関係で長期を見据えての事業所が求める具体的プランがあります。</li> <li>・ 実習生の受け入れは基本姿勢が明示され、体制も整備され、積極的に行われています。</li> </ul>                                                               |
| <p>3 安全管理</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の作成した保育ハンドブックで職員研修をしていますが、マニュアルに不足部分があり、トイレ・手洗いや水回りの清掃基準等がありません。</li> <li>・ 発生した事故については事故発生場所のマップとコミュニケーションノートの作成により事故情報の共有に取り組み、ヒヤリ事故事例の要因分析と対応をしています。</li> <li>・ 事故を補償するための方策を講じています。</li> </ul>                                                                                                                                       |
| <p>4 地域との交流と連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員との話し合い、支援センターや一時保育利用者・電話による問い合わせ・意見箱のアンケートなどから地域のニーズの把握に努め、事業に反映しています。</li> <li>・ 一時保育と共に出前保育を実施しています。</li> <li>・ 職員が意義方針を理解したうえで、受け入れ態勢を整え、中・高校生の体験やボランティアの受け入れ等、事業活動をするとともに、近隣の畑を借りた収穫作業や、自然観察を通じ、園児が地域の人とかかわる機会を積極的に作っています。</li> <li>・ 虐待に関して職員研修を行い早期発見に努めています。</li> <li>・ 必要な社会資源を明確にし、特に障害のある園児への情報資料は職員が利用し易くしてあります。</li> </ul> |
| <p>評価対象Ⅲ</p>       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>1 利用者本位の</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭での生活習慣を引き継ぎ月齢でグループを分け、子どもに無理のない保育を心掛けていますが、子どもや保護者のプライバシーの保護や行動倫理について、</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                        |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉サービス        | <p>防止と事例を挙げ発見に取り組んでいます、子どもへの取り組みはまだ十分とは言えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育については野菜を育て、収穫を行い、調理実習をし、嗜好や喫食状況を確認し、献立作成、調理方法にも工夫を加え、家庭へも食の啓発活動をしています。</li> <li>・利用者満足度調査のフィードバックもホームページで確認ができ、苦情・意見や要望についても法人本部に報告するとともに、園内に結果を掲示していますが、更に取り組みに工夫が必要です。</li> <li>・「健康連絡カード」で家庭との情報交換を行い、必要に応じて相談・面談を実施しています。</li> <li>・相談室は話しやすい環境になっていますが、相談の困難事例の対応方法のマニュアルがありません。</li> </ul>                                  |
| 2 サービスの質の確保   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供するサービスの標準的実施方法は計画に基づき実施されています</li> <li>・自己評価を毎年継続的に実施し、検討の会議の結果に基づき、次年度の目標に掲げ、改善に向けて取り組んでいます。</li> <li>・健康診断やアレルギー疾患・乳児保育等子どもに対して一人一人に適切な指導が行われています。</li> <li>・身近な自然への関わりや、同年齢時・異年齢児とのかかわり、自らコーナーを選んで遊ぶなど年間指導計画や個別保育計画に基づき適切な環境整備と保育の方法で実施されています。</li> <li>・就学に向けて小学校と情報交換をしています。</li> <li>・長時間保育の子どもの引き継ぎ方が適正になされ、クラスカンファレンスや会議では個別ケースで特に情報の共有する必要のある子については全職員で対応しています。</li> </ul> |
| 3 サービスの開始、継続  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの開始について情報提供をしています。</li> <li>・施設の変更や家庭への移行にあたっての対応の手順は定められていますが、手渡す文書が無く、口頭です。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4 サービス実施計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントは決められた手順で行われていますが手順が書面化されていません。</li> <li>・「説明」と「同意」のためのマニュアルがあり、必要に応じて保護者へ「説明」と「同意」を得ています。</li> <li>・保育実施計画作成にあたり、説明をし、年2回の見直しと必要に応じて随時改善を図っています。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

## 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### Ⅰ-1 理念・基本方針

|                          | 第三者評価結果 |
|--------------------------|---------|
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。 |         |
| ① 理念が明文化されている。           | A       |
| ② 理念に基づく基本方針が明文化されている。   | A       |
| I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。 |         |
| ① 理念や基本方針が職員に周知されている。    | A       |
| ② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。  | A       |

#### Ⅰ-2 計画の策定

|                                 | 第三者評価結果 |
|---------------------------------|---------|
| I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 |         |
| ① 中・長期計画が策定されている。               | A       |
| ② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。      | A       |
| I-2-(2) 計画が適切に策定されている。          |         |
| ① 事業計画の策定が組織的に行われている。           | A       |
| ② 事業計画が職員に周知されている。              | A       |
| ③ 事業計画が利用者等に周知されている。            | A       |

#### Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

|                                  | 第三者評価結果 |
|----------------------------------|---------|
| I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。         |         |
| ① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。      | A       |
| ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。   | A       |
| I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。     |         |
| ① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。     | A       |
| ② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。 | A       |

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 経営状況の把握

|                             | 第三者評価結果 |
|-----------------------------|---------|
| Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 |         |

|  |                                  |   |
|--|----------------------------------|---|
|  | ① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。        | A |
|  | ② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。 | A |
|  | ③ 外部監査が実施されている。                  | A |

## Ⅱ-2 人材の確保・養成

|                                |                                                    | 第三者評価結果 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------|---------|
| Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。       |                                                    |         |
|                                | ① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。                      | A       |
|                                | ② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。                         | A       |
|                                | ③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。                          | A       |
| Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。     |                                                    |         |
|                                | ① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。             | A       |
|                                | ② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。                       | A       |
| Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 |                                                    |         |
|                                | ① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。                        | A       |
|                                | ② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。 | A       |
|                                | ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。                     | B       |
|                                | ④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。                 | A       |
| Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。    |                                                    |         |
|                                | ① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。    | B       |

## Ⅱ-3 安全管理

|                                  |                                                       | 第三者評価結果 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------|---------|
| Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。 |                                                       |         |
|                                  | ① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。        | B       |
|                                  | ② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。                        | B       |
|                                  | ③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。 | B       |
|                                  | ④ 発生した事故を把握している。                                      | A       |
|                                  | ⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。                       | B       |
|                                  | ⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。                      | B       |
|                                  | ⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。                             | A       |

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

|                            |                                 | 第三者評価結果 |
|----------------------------|---------------------------------|---------|
| Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 |                                 |         |
|                            | ① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。 | A       |

|                              |                                                                |   |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------|---|
|                              | ② 施設が有する機能を地域に還元している。                                          | A |
|                              | ③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。                          | A |
| Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。    |                                                                |   |
|                              | ① 必要な社会資源を明確にしている。                                             | A |
|                              | ② 関係機関等との連携が適切に行われている。                                         | A |
|                              | ③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。 | A |
| Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 |                                                                |   |
|                              | ① 地域の福祉ニーズを把握している。                                             | A |
|                              | ② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。                                    | A |

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

|                                  |                                                  | 第三者評価結果 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------|---------|
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。      |                                                  |         |
|                                  | ① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。             | A       |
|                                  | ② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。 | A       |
|                                  | ③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。    | A       |
|                                  | ④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。         | A       |
|                                  | ⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。     | B       |
| Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。          |                                                  |         |
|                                  | ① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。                 | A       |
|                                  | ② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。                    | A       |
|                                  | ③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。 | A       |
|                                  | ④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。        | A       |
|                                  | ⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。              | A       |
|                                  | ⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。                     | A       |
| Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 |                                                  |         |
|                                  | ① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。               | B       |
|                                  | ② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。                     | B       |
|                                  | ③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。                        | A       |
|                                  | ④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。                      | A       |
|                                  | ⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。                 | A       |

|   |                                                          |   |
|---|----------------------------------------------------------|---|
| ⑥ | 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。                            | B |
| ⑦ | 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。 | A |

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

|                                        |                                                            | 第三者評価結果 |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------|
| Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。         |                                                            |         |
| ①                                      | 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。                             | A       |
| ②                                      | 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。           | A       |
| Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。       |                                                            |         |
| ①                                      | 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。                    | A       |
| ②                                      | 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。                              | A       |
| Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。               |                                                            |         |
| ①                                      | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。          | A       |
| Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。 |                                                            |         |
| ①                                      | 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。                         | A       |
| ②                                      | 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。                 | A       |
| ③                                      | アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。            | A       |
| ④                                      | 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。                  | A       |
| ⑤                                      | 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。     | B       |
| ⑥                                      | 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。                       | A       |
| ⑦                                      | 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | A       |
| ⑧                                      | 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | A       |
| ⑨                                      | 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。         | B       |
| Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。 |                                                            |         |
| ①                                      | 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。     | A       |
| Ⅲ-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。           |                                                            |         |
| ①                                      | 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。                     | A       |

|                              |                                                    |   |
|------------------------------|----------------------------------------------------|---|
|                              | ② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。    | A |
|                              | ③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。 | B |
| Ⅲ-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。 |                                                    |   |
|                              | ① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。                    | A |
|                              | ② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。                           | A |
|                              | ③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。                       | A |

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

|                                 |                                            | 第三者評価結果 |
|---------------------------------|--------------------------------------------|---------|
| Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。    |                                            |         |
|                                 | ① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。            | A       |
|                                 | ② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。              | A       |
| Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。 |                                            |         |
|                                 | ① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。 | B       |

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

|                                  |                                                                 | 第三者評価結果 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------|
| Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。       |                                                                 |         |
|                                  | ① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。                                   | B       |
| Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。 |                                                                 |         |
|                                  | ① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。 | B       |
|                                  | ② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。                                    | A       |
|                                  | ③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。                            | A       |
|                                  | ④ サービス実施計画を適切に策定している。                                           | A       |
|                                  | ⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。                                    | A       |